

土木工事特記仕様書（令和7年7月1日以降適用）

（土木工事共通仕様書の適用）

第1条 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあっては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室）、電気通信設備工事にあっては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事共通仕様書に対する補足事項）

第2条 「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「C O B R I S」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

- (4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。
② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が 5,000 万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

（事故報告書）【変更】

1-1-1-40 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

（しゅん工標）【追加】

1-1-1-57 しゅん工標の設置

受注者が希望する場合、次の工事（構造物）を対象に工事に携わった技術者の氏名を標柱（様式第2号）または標板（様式第3号）に記すことができる。

対象工事（構造物）：擁壁、カルバート、橋梁上部工、橋梁下部工、トンネル、堰、水門、樋門（樋管）、砂防堰堤、シェッド、法面、（揚）排水機場

対象技術者：監理（主任）技術者氏名

（工事成績評定の選択制）

第3条 当初請負額が 500 万円以上 3,000 万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により 500 万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。

4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が 500 万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。

- 5 受注者が評定の実施を希望しない場合であっても、次のいずれかに該当した場合は、評定を行うものとする。
- (1) 徳島県工事検査規程第7条の補修工事の請求又は第8条の簡易な修補の指示が行われた場合
- (2) 工事成績表の検査項目別運用表「別紙-2④『7. 法令遵守等』」又は、検査項目別運用表(公共建築工事)「別紙-2⑤『8. 法令遵守等』」の評価事例に該当する行為が行われた場合
- (3) 監督員等から文書により改善指示が行われた場合

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

(1日未満で完了する作業の積算)

- 第4条** 「1日未満で完了する作業の積算」(以下「1日未満積算基準」と言う。)は、変更積算のみに適用する。
- 2 受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書I-12-①-1～I-12-①-6に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 4 受注者は、協議にあたって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料(日報、実際の費用がわかる資料等)を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 5 通常維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しないものとする。

(熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行)

- 第5条** 本工事は、日最高気温が30℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領(以下「試行要領」という。)」を適用する。
- 2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が30℃以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
- 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が30℃以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。
- なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温(日最高気温30℃以上対象)または環境省公表の観測地点の暑さ指数(WBGT)(日最高WBGT25℃以上対象)を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

(現場環境改善費(熱中症対策・防寒対策)の対象工事)

- 第6条** 本工事は、現場環境改善費(熱中症対策・防寒対策)の適用対象工事である。
- 2 受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費(熱中症対策・防寒対策)計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費(熱中症対策・防寒対策)に係

る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

（資材価格高騰に対する特例措置）

- 第7条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。
- 2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

（仮設トイレの洋式化）

- 第8条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。
- 2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

- ・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。
- ・快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

（建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【受注者希望型】）

- 第9条 受注者は、本工事において遠隔臨場の実施を希望する場合は、監督員と協議のうえ、「建設現場の遠隔臨場の試行工事（受注者希望型）」とすることができます。
- 2 試行工事とする場合は、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領
徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7216187/>

（情報共有システム活用工事【受注者希望型】）

- 第10条 受注者は、土木工事等において情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。
- 2 対象工事は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領
徳島県 CALS/EC HP
<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/jyouhoukyouyuu-3-2/>

（週休2日確保工事）

- 第11条 本工事は、建設工事の中長期的な担い手の確保等を目的とし、現場閉所による週休2日に取り組む「週休2日確保工事」であり、別に定める「週休2日確保工事等実施要領（以下「実施要領」という。）」を適用する。
- 2 実施要領に基づき本工事で完全週休2日（土日）に取組む場合は、工事着手までに取組む意思を発注者に通知し、受発注者で協議しなければならない。
- 3 本工事の経費の負担は、実施要領第9条（1）による。
- 4 施工に先立ち工事現場又はその周辺の一般通行人等が見やすい場所に設置する標示

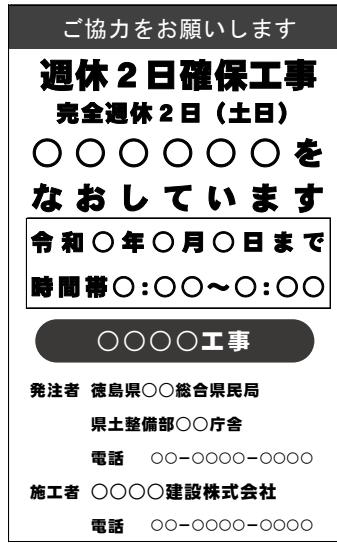
板に、週休 2 日確保工事であることを記載するものとし、下図を参考とする。

週休 2 日確保工事等実施要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5016115/>



(標示板記載例) 月単位の場合



(標示板記載例) 完全週休 2 日 (土日) の場合

(本工事の特記仕様事項)

第 12 条 本工事における特記仕様事項は、別紙のとおりとする。

徳島県水防情報伝達システム 川田水位局 機器仕様書

第1節 システム構成と概要

1-1 システムの構成

徳島県水防情報伝達システムのうち、水防テレメータ部分の構成は、別図-1 機器構成図のとおりとする。

1-2 システムの概要

「水防情報伝達システム」で収集される河川の水位や雨量等のデータは、無線機器（テレメータ設備）を介して送信されている。このテレメータ設備については、設置から長年経過しており更新が必要となっている。

これに伴い、無線規格を現状の国電通仕第21号から54号のテレメータ装置に改良することで情報が短時間で収集でき、よりリアルタイムに近い情報提供が可能となるため、無線規格を移行するとともに老朽化している機器の更新を行うものとする。

第2節 機器構成

本仕様書の機器構成は、「別表-1 機器構成一覧表」のとおりとする。

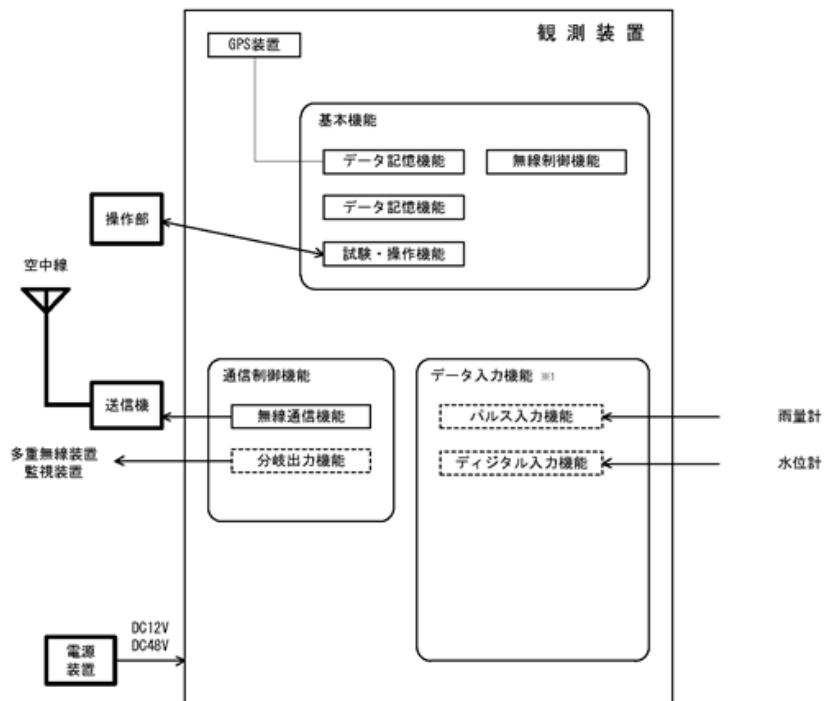
第3節 機能仕様

3-1 テレメータ観測装置（小容量）

国電通仕第54号 観測局装置（小容量）による他、特記事項および付加機能は以下によるものとする。

(1) 局構成

標準的な観測局の機能ブロック図を示す。



(2) 基本機能

観測装置の仕様は、次のとおりとする。

1)構造

: 壁掛型防湿筐体

2)外形寸法

: (W) 270 × (H) 500 × (D) 245mm 程度 (取付金具を除く)

3)塗装色

: マンセル記号 5Y7/1 半ツヤ

4)電源電圧

: DC+12V

(3) 付加機能

本装置は、下記の機能を有するものとする。

1) ディジタル入力機能

3-2 無線装置

国電通仕第22号に準拠するものとし、下表の無線装置を観測装置および中継装置に実装する。

1) 送信周波数	: 71.805MHz
2) 送信出力	: 5W
3) 受信周波数	: 71.805MHz

3-3 空中線装置

(1) 空中線

既設の設置状況に準じ、同等品を選定する。

1) 形式	: 5素子八木型
2) 周波数	: 71.805MHz
3) インピーダンス	: 50Ω
4) その他	: 取付金具を含めること。

(2) 同軸避雷器（無線装置用）

既設の設置状況に準じ、同等品を選定する。

1) 形式	: 同調型
2) 周波数	: 70MHz 帯
3) インピーダンス	: 50Ω
4) 挿入損失	: 0.5dB 以下
5) 定在波比	: 指定周波数において 1.2 以下

(3) 同軸避雷器（GPS用）

1) インピーダンス	: 50Ω
2) 挿入損失	: 0.3dB 以下
3) 定在波比	: 1.2 以下

(4) 空中線（水晶式水位計特定小電力無線受信機用）

1) 形式	: 8素子八木型
2) 周波数	: 400MHz 帯
3) インピーダンス	: 50Ω
4) その他	: 取付金具を含めること。

(5) 同軸避雷器（水晶式水位計特定小電力無線受信機用）

1) 周波数	: 400MHz 帯
2) インピーダンス	: 50Ω
3) 挿入損失	: 0.2dB 以下
4) 定在波比	: 指定周波数において 1.2 以下

3-4 電源装置

(1) 直流電源装置

国電通仕第26号に準拠するものとし、仕様は以下のとおりとする。

1) 形式	: KR-12
2) 冷却方式	: 自然冷却
3) 定格	: 連続
4) 交流入力	: AC100V±10%, 60Hz, 1φ
5) 直流出力	: DC12V 10A
6) 鉛蓄電池	: MSE型 100AH

(2) 耐雷トランス	
1)入力電源	: AC100V±10%, 60Hz, 1 φ
2)出力電源	: AC100V±10%, 60Hz, 1 φ
3)容量	: 1KVA
4)構造	: 据置型

3-5 計測装置

(1) 水晶水圧式水位計 (センサー)

1)測定範囲	: 0~10m
2)精度	: ±0.05%FS
3)動作電源電圧	: DC12V
4)材質	: SUS316L
5)センサケーブル	: 付属

(2) 水晶水圧式水位計 (水位変換器)

本装置は、特定小電力無線受信機や有線式水晶水圧式水位計 (センサー) と接続し水位を測定するとともに、各種出力・記録を行うものとする。

1)表示機能	: LCD (タッチパネル付)
2)操作機能	: タッチパネルによる操作
3)処理機能	: 平均演算 無し 連続 (1秒) 移動 20秒、1分、5分、10分 (1秒毎) 移動 20秒、1分、5分、10分 (2秒毎) 加重 5秒、10秒、15秒 (1秒毎)
	レベル加減算 -999.999m ~ +999.999m
	大気圧補正 (標高と気温による気体密度の補正)
	加速度補正 (設置地域による重力加速度の補正)
	密度補正 (水温による水密度の補正)
4)時計機能	: 月差±30秒以内 (バックアップ付き)
5)入出力機能	: センサ入力×1量、BCD出力×1量
6)その他	: SDカードスロットあり
7)動作電源電圧	: AC100V 50/60Hz または DC12V
8)構造	: 19インチ JISラック組み込みユニット型
9)材質	: SECC
10)塗装色	: マンセル 5Y7/1
11)寸法	: (W)480×(H)100×(D)300mm程度 (突起部は含まず)

(3) 水晶水圧式水位計 (特定小電力無線送信機)

本装置は、水晶式水位計 (QS型) の水位測定データを無線にて送信するものです。

また、リモコンを使用することにより、データの平均化、送信時間の変更、リモコンでの送信機バッテリー電圧のチェックなどを行うことができます。

1)通信方式	: 単信通信方式
2)使用周波数帯	: 429MHz帯
3)チャンネル数	: 40チャンネル
4)送信出力	: 10mW
5)伝送距離	: 最大 1km(見通し) 受信機にて 8素子八木アンテナ使用時
6)送信間隔	: 1、2、5、10分間隔 工場出荷時 5分
7)太陽電池	: 公称最大電力 3.1W : 公称最大動作電圧 18.6V : 公称最大開放電圧 22.6V
8)蓄電池	: 公称電圧 DC12V : 公称要領 6Ah : 保障時間 約30日

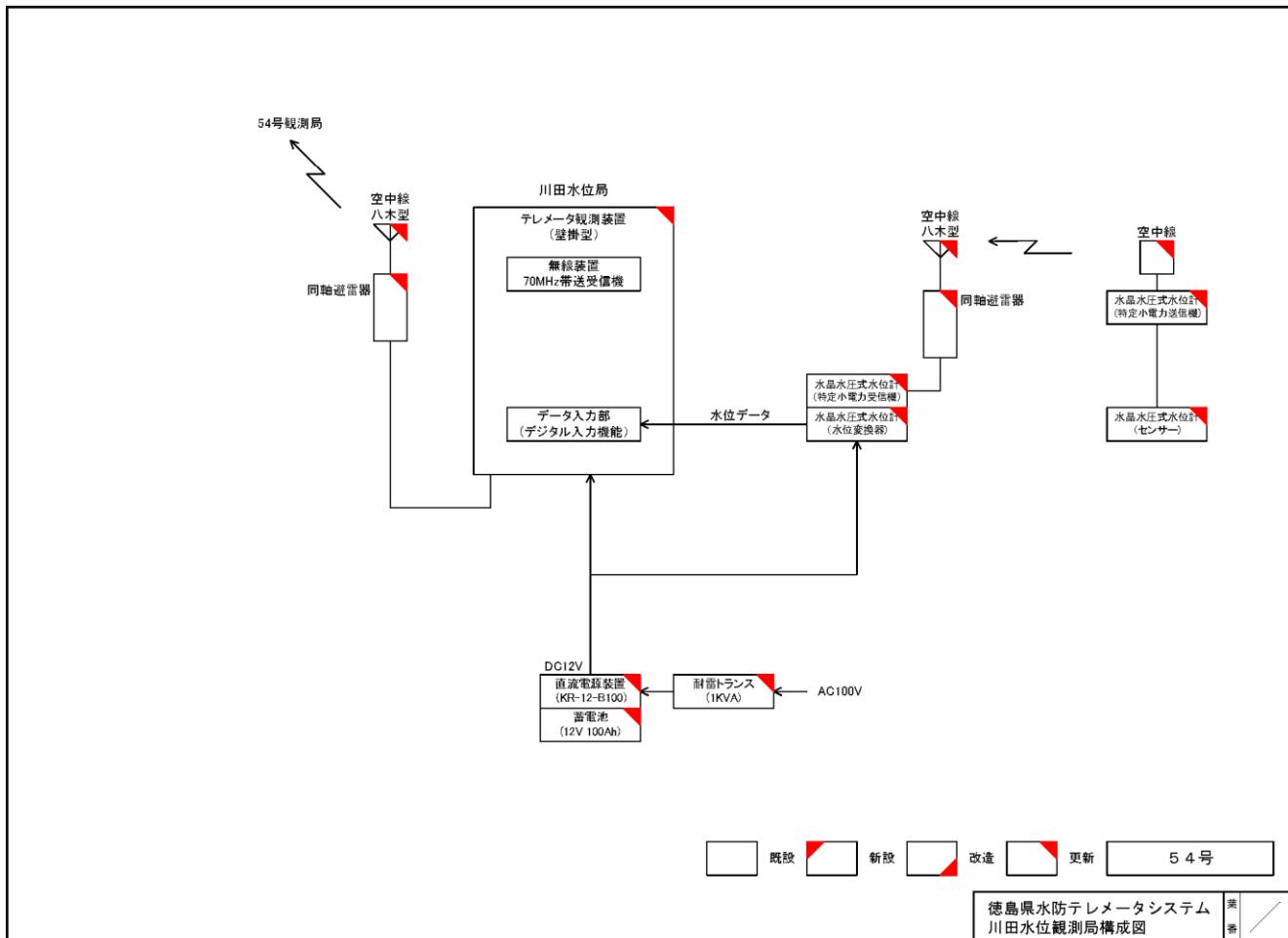
	: 使用期間 2年間 (推奨)
9)動作電源電圧	: DC10.5~19.6V
10)塗装色	: マンセル 5Y7/1
11)構造	: 防塵防雨型(IP65)
12)材質	: PC+ABS樹脂
13)塗装色	: マンセル 5Y7/1
14)寸法	: 300 (W) × 500 (H) × 165 (D) mm 程度 (突起部は含まず)

(4) 水晶水圧式水位計 (特定小電力無線受信機)

本装置は、特定小電力無線送信機(水晶式水位計用)からの水位測定データを受信し、受信ごとにデータを更新するものです。

1)通信方式	: 単信通信方式
2)使用周波数帯	: 429MHz 帯
3)チャンネル数	: 40 チャンネル
4)受信感度	: -115dBmW
5)入力数	: 1 量
6)送信間隔	: 1、2、5、10 分間隔 工場出荷時 5 分
7)出力信号	: 水位データ(周期信号) 24Bit : エラー信号 3Bit
8)液晶表示	: 水位データ(周期信号) : エラー情報 水位データ信号入力無 送信機電源電圧低下 無線部エラー : 送信時間間隔 : 連続・呼出切替 : 通信エラー地出力設定
9)動作電源電圧	: DC10.5~19.6V
10)構造	: 19インチ JIS ラック組み込みユニット型
11)材質	: SECC
12)外観色	: マンセル 5Y7/1
13)寸法	: 480 (W) × 99 (H) × 300 (D) mm 程度 (突起部は含まず)

別図-1 機器構成図



別表-1 機器構成一覧表